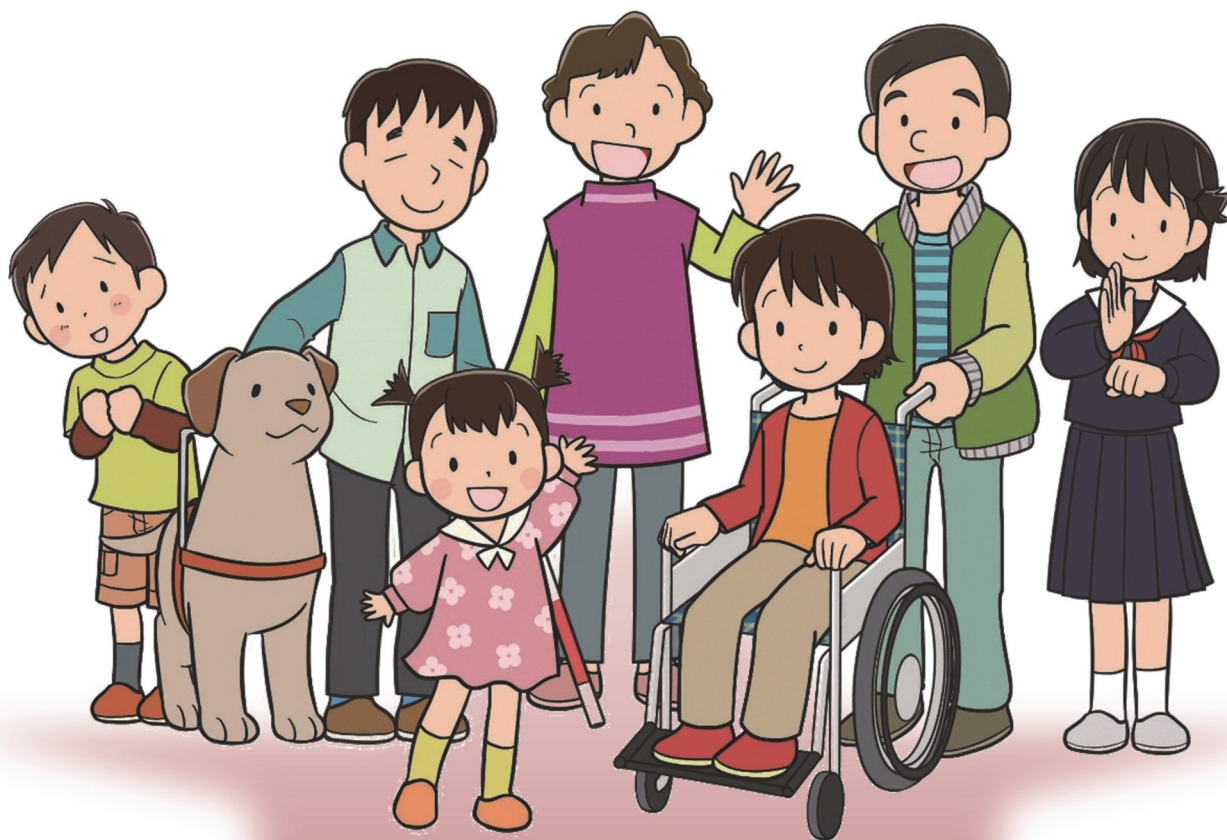


# 概要版

ノーマライゼーションプラン金沢 2021

～障害福祉サービス・障害児支援サービス分野編～

## 第7期 金沢市障害福祉計画 第3期 金沢市障害児福祉計画



令和6年（2024年）3月

## 1 計画の概要

- この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉計画および児童福祉法第33条の20に基づく障害児福祉計画であり、「ノーマライゼーションプラン金沢2021（第5次金沢市障害者計画）」（令和3年度～令和8年度）の実施計画という性格を有しています。
- 計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間で、障害福祉サービスの数値目標等を設定しています。

## 2 基本目標

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念および「ともに創り ともに生きる」社会をめざす「ノーマライゼーションプラン金沢2021（第5次金沢市障害者計画）」の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、推進します。

- 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援、地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続等のニーズを踏まえた支援および就労支援の強化に対応したサービス提供体制の整備
- 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援
- 障害福祉人材の確保および支援者支援
- 障害のある人の社会参加を支える取り組み

## 3 重点施策と点検・評価

障害のある人を対象としたアンケート調査等により課題やニーズの把握を行い、金沢市障害者自立支援協議会等において協議を行い、下記を重点施策としました。

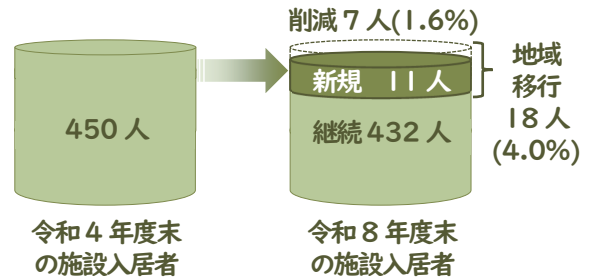
- 地域生活支援拠点推進事業の充実・強化
- 多様な「はたらく」を望む人への適切な就労支援
- 障害のある児童への支援の拡充
- 相談支援体制の充実・強化
- 障害福祉サービス人材の確保と質の向上、支援者支援
- 障害福祉施設整備方針の策定
- 災害時にも安心して地域で生活できる環境の整備

なお、各年度の達成状況の点検と評価については、金沢市障害者自立支援協議会等において行います。

## 4 数値目標

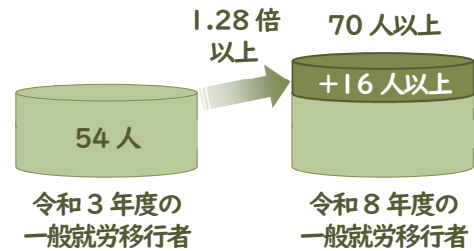
### ① 福祉施設入居者の地域生活への移行

- 令和8年度末までに、令和4年度末施設入居者数450人のうち、「18人（4.0%）」が地域での生活に移行することを目指します。
- 令和8年度末時点の施設入居者数が、令和4年度末施設入居者450人から「7人（1.6%）」削減した「443人」となることを目指します。



### ② 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和8年度に令和3年度実績の1.28倍以上の「70人以上」となることを目指します。



#### 【主な内訳】

移行前	令和3年度	令和8年度
就労移行支援事業	34人	45人以上 (1.31倍以上)
就労継続支援A型事業	7人	9人以上 (1.29倍以上)
就労継続支援B型事業	2人	3人以上 (1.28倍以上)

### ③ 就労移行支援事業所の一般就労移行率

- 就労移行支援事業所のうち、令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を「全体の5割以上」となることを目指します。

### ④ 就労定着支援事業の利用者数

- 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の利用者数（50人）の1.41倍以上となる「71人以上」を目指します。

### ⑤ 就労定着支援事業所の就労定着率

- 就労定着支援事業所のうち、令和8年度末の就労定着率が7割以上の事業所を「全体の2割5分以上」となることを目指します。

## 5 障害福祉サービスの見込量

### ① 訪問系サービス

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数（人／月）	699	701	702
重度訪問介護	利用者数（人／月）	13	13	13
同行援護	利用者数（人／月）	43	44	45
行動援護	利用者数（人／月）	35	35	35

### ② 日中活動系サービス

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数（人／月）	92	92	92
生活介護	利用者数（人／月）	984	985	986
短期入所 （ショートステイ）	【福祉型】利用者数（人／月）	270	285	308
	【医療型】利用者数（人／月）	22	29	38
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人／月）	10	11	12
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人／月）	124	130	136
就労選択支援 ※令和7年度開始	利用者数（人／年）	-	120	240
就労移行支援	利用者数（人／月）	139	146	153
就労継続支援（A型）	利用者数（人／月）	525	530	535
就労継続支援（B型）	利用者数（人／月）	1,130	1,164	1,199
就労定着支援	利用者数（人／年）	42	55	71

### ③ 居住系サービス

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人／年）	2	2	2
共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人／月）	660	689	730
施設入所支援	利用者数（人／月）	455	448	443

### ④ 相談支援

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数（件／月）	1,079	1,090	1,100
地域移行支援	利用者数（件／月）	2	2	2
地域定着支援	利用者数（件／月）	36	36	36

☞ 既存のサービス提供事業所により概ね見込量の確保はできると考えられますが、障害特性や多様な利用者ニーズに対応できるよう、提供体制の確保や相談支援体制の充実に努めます。

- ・短期入所は、見込量の増加が予想され、緊急時の対応・受入れにおいても必要性が高いことから、地域生活支援拠点推進事業の充実に努めることで、円滑な受入れの実現を目指すとともに、事業所数の増加を促すなど、サービス提供体制の確保・充実に努めます。
- ・就労選択支援は、障害のある人本人の希望と就労能力、適性等に合ったよりよい選択ができるよう支援が受けられるサービスです。制度の開始に向け、広く周知等し事業所の参入を促すなど提供体制の構築を図るとともに、相談支援事業所などと連携し、サービスの利用促進に努めます。
- ・グループホームは、「親なき後」や福祉施設等から地域生活への移行、地域生活の継続のための居住の場として、利用者が増加していることを踏まえ、優先的な整備を進めます。また、地域生活支援拠点推進事業の登録事業所等と連携を図り、利用・体験の促進を図ります。

## 6 地域生活支援事業の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
成年後見制度利用支援事業		利用者数 (人/年)	16	17	18
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣	派遣件数 (件/月)	140	140	140
	要約筆記者派遣	派遣件数 (件/月)	10	10	10
	手話通訳者設置	設置人数 (人)	5	5	5
日常生活用具給付等事業		利用件数 (件/月)	1,345	1,345	1,345
手話奉仕員養成研修事業		修了者数 (人/年)	80	80	80
移動支援事業		利用者数 (人/月)	559	559	559
地域活動支援センター事業		利用者数 (人/月)	177	177	177
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業		受講者数 (人/年)	23	23	23
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業		受講者数 (人/年)	4	4	4
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		派遣件数 (件/月)	114	114	114
福祉ホーム事業		利用者数 (人/月)	7	7	7
訪問入浴サービス事業		利用者数 (人/月)	8	8	8
日常生活支援事業 (生活訓練等)		利用者数 (人/年)	312	312	312
日中一時支援事業		利用者数 (人/月)	144	150	156

☞ 日中一時支援は、家族のレスパイトや就労促進につながるため、放課後等デイサービスの利用児童の18歳到達後の利用ニーズ等への対応を進めるとともに、休日等も安心してサービスが受けられるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

## 7 障害児支援サービスの見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
障害児 通所支援	児童発達支援	利用児童数 (人/月)	111	113	115	
	放課後等デイサービス	利用児童数 (人/月)	999	1,088	1,185	
	居宅訪問型児童発達支援	利用児童数 (人/月)	4	6	9	
	保育所等訪問支援	利用児童数 (人/月)	8	11	16	
障害児 入所支援	福祉型障害児入所施設	利用児童数 (人/年)	10	10	10	
	医療型障害児入所施設	利用児童数 (人/年)	19	19	19	
障害児相談支援		利用件数 (件/月)	291	294	297	
医療的 ケア児 への支援	医療的ケア児 移動介護支援事業	利用児童数 (人/月)	2	2	2	
	医療的ケア児等 コーディネーター	配置人数 (人/年)	14	16	18	
子ども・ 子育て 支援等の サービス	統合 保育	保育所	利用児童数 (人/月)	60	58	56
		認定こども園	利用児童数 (人/月)	210	212	214
	放課後児童クラブ	利用障害児数 (人/月)	90	90	90	

☞ 既存のサービス提供事業所により概ね見込量の確保はできると考えられます。

- ・ 保育所等訪問支援は、乳幼児期からの「気づきの支援」による早期療育を促進する必要性が高いため、サービスの浸透・利用拡大や関係機関の連携促進に努めるとともに、専門人材の育成等を推進するなどの提供体制の充実を図ります。
- ・ 医療的ケア児移動介護支援事業は、利用ニーズに対応できるよう提供体制の充実を図ります。